

東洋紡企業年金基金におけるアセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

東洋紡企業年金基金（以下、「当基金」）は、受益者等の最善の利益を勘案して、年金資産を運用する責任（受託者責任）を果たしていく上で有用と考えられる「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、これを受け入れる事を表明します。

【アセットオーナー・プリンシプルの各原則と実施状況について】

原則1

アセットオーナーは受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、中長期視点で安全かつ効率的に資産運用を行うために「年金資産運用の基本方針」を策定し、運用の目的、目標、政策的資産構成割合等を定めています。これらは資産運用委員会にて審議のうえ、理事会及び代議員会における意思決定手続きに従って策定し、当基金における状況や環境の変化に応じ、適切に見直しを行っています。

原則2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められ、アセットオーナーは「原則1」の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用目標達成に向けた適切な意思決定を行うために、母体企業の人事部門・財務経理部門及び労働組合の責任者が委員として参加する「資産運用委員会」を設置しています。また運用コンサルティング会社・運用機関等の外部組織からの助言・知見等をも活用し、関係者の知見の補充・充実に取り組むとともに、適切な体制運営に努めています。

原則3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきであり、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な委託先を選定するとともに定期的な委託先の見直しを行うべきである。

当基金は、運用基本方針において、運用受託機関の選任、評価等について規定しており、四半期毎の運用報告の他、定期的な年金ALM分析を通じ適切なリスク管理に努めています。委託先の選定においては分散投資に努めるとともに、従来から委託している金融機関である事や、グループ金融機関との取引関係があるという事だけで判断せず、適切な利益相反管理を行っています。

原則 4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況の情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、受益者等に対して周知すべく、積立金の運用の概況について当基金のホームページへの開示を行っています。今後も受益者等へ情報提供、開示を行ってまいります。

原則 5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るにあたり、自ら又は委託先である運用会社の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入しています。協議会での協働モニタリングを活用するとともに、当基金の運用委託先を通じてスチュワードシップ活動に取り組みます。

以上